

国民健康保険事業特別会計

令和3年度5定補正予算案の概要

福祉保険部保険年金課

1 令和3年度5定補正予算案

補正総額は1億4,420万円の増額となる。

《 主な補正理由 》

(1) 歳出

(単位：千円)

区 分	補正額
① 保険給付費	144,200
② 基金積立金	26,713
③ 諸支出金 (超過交付額返還金)	▲ 26,713
計	144,200

【歳出】

① 保険給付費

- ・年度途中より保険給付費の大きな伸びがみられるため不足見込額を補正
※R3当初予算策定時、新型コロナ影響による受診控えを考慮して推計をしたが、見込以上に保険給付費が伸びている。
- ・一般被保険者療養給付費 +1億2,400万円
- ・一般被保険者療養費 +2,000万円
- ・審査支払手数料 +20万円

②、③ 基金積立金の増額、返還金の減額

- ・令和2年度新型コロナ減免に対する補助金の過大交付分返還として、令和3年3定補正としていたもののうち、道に対する返還は令和4年度に手続きを行うこととされたため、返還金を減額し基金積立金に振り替えるもの

(2) 歳入

(単位：千円)

区 分	補正額
① 国民健康保険料 (一般)	▲ 42,247
② 国庫支出金	24,720
③ 道支出金	160,680
④ 一般会計繰入金	▲ 11,589
⑤ 基金繰入金	12,636
計	144,200

【歳入】

① 国民健康保険保険料

- ・新型コロナに係る保険料減免で、4,120万円を減額
- ・保険料軽減相当額 (生保・所得激減等) で、104万7,000円を減額

② 国庫支出金

- ・災害等臨時特例補助金 (新型コロナ減免分：6割) で、2,472万円を増額

③ 道支出金

- ・普通交付金 (保険給付費増加分) で、1億4,420万円を増額
- ・特別交付金 (新型コロナ減免分：4割) で、1,648万円を増額

④ 一般会計繰入金

- ・決算見込額により1,158万9,000円を減額
- ・基盤安定負担金過年度過大交付分 (R元・R2分) 返還分で397万8,000円を減額 (一般会計へ戻す)

→一般会計より国及び道へ返還 (国198万9,000円、道99万4,000円)

【参考】会計検査院による250市町村調査のうち、111市町村が算定ミス

⑤ 基金繰入金

- ・国保特会収支不足分で、1,263万6,000円を増額

令和3年度 国保特別会計予算内訳（給付費＋事務費）

令和4年1月31日現在

(単位：千円)

区分	款	R3 5定補正 予算 A	R3 3定補正 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳出	1 総務費	380,843	380,843	0	0.00	
	2 保険給付費	10,452,600	10,308,400	144,200	1.40	一般被保険者療養給付費 (+124,000) 一般被保険者高額療養費 (+20,000) 審査支払手数料 (+200)
	3 国保事業費納付金	2,754,724	2,754,724	0	0.00	
	4 共同事業拠出金	5	5	0	0.00	
	5 財政安定化基金拠出金	3	3	0	0.00	
	6 基金積立金	95,181	68,468	26,713	39.02	基金積立金 (+26,713)
	7 諸支出金	36,595	63,308	▲ 26,713	▲ 42.20	超過交付額返還金 (▲26,713)
	8 予備費	1,000	1,000	0	0.00	
	計	13,720,951	13,576,751	144,200	1.06	

(単位：千円)

区分	款	R3 5定補正 予算 A	R3 3定補正 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳入	1 国民健康保険料	1,638,122	1,680,369	▲ 42,247	▲ 2.51	保険料減免分 (▲1,047) コロナ減免分 (▲41,200)
	2 国庫支出金	24,720	0	24,720		災害等臨時特例補助金 (コロナ減免分) (+24,720)
	3 道支出金	10,634,761	10,474,081	160,680	1.53	普通交付金 (+144,200) 特別調整交付金 (コロナ減免分) (+16,480)
	4 財産収入	154	154	0	0.00	
	5 繰入金	1,281,416	1,293,005	▲ 11,589	▲ 0.90	保険基盤 (▲3,453)、保険者支援 (▲12,656) 財政安定化 (+5,211)、出産育児一時金 (+2,240) 保険料減免 (+1,047) 基盤安定化年度過大交付分 (▲3,978)
	6 繰越金	124,122	124,122	0	0.00	
	7 諸収入	5,020	5,020	0	0.00	
	計	13,708,315	13,576,751	131,564	0.97	

歳入－歳出	-12,636
-------	---------

↑
基金繰入額

- 一般会計繰入金の減 ▲12,636
- ・ 保険基盤 ▲3,453
 - ・ 保険者支援 ▲12,656
 - ・ 財政安定化 +5,211
 - ・ 出産育児 +2,240
 - ・ 基盤安定化年度過大交付 ▲3,978

令和4年度当初予算案の概要

資料②

令和4年度予算案は、歳出・歳入それぞれ137億788万6,000円で、3年度と比較し2億5,527万円の増となる。

【参考：一般被保険者】

- ①被保険者数 22,391人（対R3当初 ▲921人（▲3.95ポイント））
※新型コロナによる被保険者数への影響は薄れつつある。団塊の世代が75歳に到達し始め、減傾向が続く
- ②一人当たり費用額（療養給付費） 540,294円（対R3当初 +30,551円（+5.99ポイント））
※新型コロナ影響による受診控え回復、国保被保険者における65歳～74歳割合増による

（1）歳出

（単位：千円）

科 目	R4当初予算 (A)	R3当初予算 (B)	前年度比較 (A) - (B)	
① 総務費	382,690	380,843	1,847	(0.5%)
② 保険給付費	10,566,545	10,308,400	258,145	(2.5%)
③ 国保事業費納付金	2,723,325	2,754,724	▲ 31,399	(▲ 1.1%)
④ 共同事業拠出金	5	5	0	(0.0%)
⑤ 財政安定化基金拠出金	0	3	▲ 3	(▲ 100.0%)
⑤ 基金積立金	108	134	▲ 26	(▲ 19.4%)
⑥ 諸支出金	34,213	7,500	26,713	(356.2%)
⑦ 予備費	1,000	1,000	0	(0.0%)
計	13,707,886	13,452,609	255,277	(1.9%)

《主な増減理由》

【歳出】

- ①総務費
 - ・一般管理費
職員給与増により
+159万円（一般財源ベースで198万円）
 - ・賦課徴収費
特別徴収員能率給の減等により▲52万円
（一般財源ベースで▲29万円）
 - ・保健事業費（別紙1）
特定健診事業にて被保険者数の減、みなし健診増による委託料減を見込む一方、保健事業推進事業費（保健指導事業）等で特別交付金獲得（ヘルスアップC）、委託料増
+77万円（一般財源ベースで▲129万円）
- ②保険給付費
 - ・新型コロナ影響による受診控え回復を踏まえ、
+2億5,815万円（+2.5%）
- ③国保事業費納付金
 - ・1/17（月）に通知された確定係数にて計上

（2）歳入

（単位：千円）

科 目	R4当初予算 (A)	R3当初予算 (B)	前年度比較 (A) - (B)	
① 国民健康保険料	1,675,557	1,680,369	▲ 4,812	(▲ 0.3%)
② 道支出金	10,763,733	10,474,081	289,652	(2.8%)
③ 財産収入	108	134	▲ 26	(▲ 19.4%)
④ 繰入金	1,263,488	1,293,005	▲ 29,517	(▲ 2.3%)
⑤ 諸収入	5,000	5,020	▲ 20	(▲ 0.4%)
計	13,707,886	13,452,609	255,277	(1.9%)

【歳入】

- ①国民健康保険料（別紙2）
 - ・道の保険料統一（令和12年度）に向けて、
賦課割合を変更
※詳細は4頁
- ②道支出金
 - ・歳出の保険給付費と同額が道支出金（普通分）として交付されるため、連動して増加
- ④繰入金
 - ・R4年度より未就学児の均等割額の1/2軽減スタート（国1/2、道1/4、市1/4）
 - ・基金繰入金はR4も保険料激変緩和分として**5,000万円**を投入（R3は1億円）

→（繰入金のうち、一般会計繰入金の内訳）

（単位：千円）

区 分	R4当初予算 (A)	R3当初予算 (B)	前年度比較 (A) - (B)	
一般会計繰入金	保険基盤安定化分	473,400	476,700	▲ 3,300 (▲ 0.7%)
	保険者支援分	231,640	244,296	▲ 12,656 (▲ 5.2%)
	未就学児均等割軽減分	2,593	0	2,593
	国保財政安定化支援分	189,451	184,240	5,211 (2.8%)
	出産育児一時金	15,400	13,160	2,240 (17.0%)
	事務費	207,606	207,184	422 (0.2%)
	計	1,120,090	1,125,580	▲ 5,490 (▲ 0.5%)

【前提】

- ヘルスアップ補助金・・・保健事業の向上に活用するために交付される補助金(10/10)
 - 国保ヘルスアップ事業B 上限額1,600万円
 - 国保ヘルスアップ事業C 上限額2,025万円(効果的なモデル事業)→R4はCを獲得予定
- 道交付金・・・市町村が行う保健事業(医療費適正化対策事業等)において交付される交付金(10/10)
 - ※特定健診の実施率向上に関する事業は、上限額400万から1,200万に増額

1 特定健康診査等事業(抜粋)

【現状】

- ・小樽市の特定健診受診率は、H30年度及びR元年度で全国下位1%だが、R2年度は早期受診キャンペーン等により、5ポイント以上上昇。
- ・受診率は保険者努力支援制度(補助金)において受診率が評価され、場合によっては交付金の減額対象となる。
- ・医療機関通院中の人が多いため、医療上のデータを受領し健診受診とみなす「みなし健診」活用が効果的
- ・**健康寿命の延伸、医療費適正化、国保特会収支改善のため受診率向上は喫緊の課題**

＜小樽市特定健診の受診率＞

		小樽市	受診者に占めるみなし健診割合(再掲)	道平均	国平均
特定健診	H30年度	20.0%	4.8%	29.5%	37.9%
	R1年度	19.6%	10.6%	28.9%	38.0%
	R2年度	24.9%	9.6%	27.0%	—

(1) 特定健診受診率向上事業

- ・＜継続＞10月までの早期受診者全員及び11月以降の受診者から毎月抽選で20名に1,000円分のQUOカードを進呈。
- ・＜新規＞早期受診者及び未受診者にアンケートを実施。回答者から抽選で健康グッズを贈呈。
 - ※ アンケートは、受診者はQUOカード送付案内文、未受診者は未受診勧奨通知にそれぞれQRコードを掲載、ホームページでの回答のため、アンケート返送料はかからない。健康グッズ費用及び郵送料、計33,000円は特財措置あり(道交付金)
- ・＜新規＞北海道及び北海道国保連合会のデータ受領(みなし健診)モデル事業に参加
 - 健診の欠損項目追加検査を含んだ情報提供料として単価2,750円→3,000円に増額、医療機関からの健診結果の受理促進を図る
 - ※ 医療機関への委託料は特財措置あり(道交付金)、みなし健診結果受領及び入力作業は北海道国保連合会が実施

(2) 特定保健指導業務

- ・＜拡大＞利用率向上のため、特定保健指導利用者に対し、健康グッズを贈呈。
 - ※ 健康グッズ費用及び郵送料、計約45万円は特財措置あり(道交付金)

2 保健指導等事業費(抜粋)

「保健事業推進費(健康相談・訪問指導事業)」と「糖尿病性腎症重症化予防事業費」を、「保健指導等事業費」へ統合。

(1) 糖尿病性腎症重症化予防事業

- ・＜新規＞厚労省の大規模実証事業において費用負担発生
 - ※ 未受診者・中断者への受診勧奨などの事業を国の費用で実施・検証。
 - ※ R3年度より参加しているが、R4年度は架電による保健指導のための予算措置が必要となる。
 - ※ 実証事業参加によりヘルスアップCの獲得が確約されており、上記予算措置分を賄うことが可能。

(2) 生活習慣病重症化予防

(3) 健康相談・訪問事業

3 保健事業推進事業費(医療費分析経費)

- ・＜新規＞令和5年度の「第3期データヘルス計画」の策定に向け、効果的かつ効率的な保健事業を実施できるよう、データ分析から医療費の抑制に繋がる健康課題の抽出等を委託
 - ※特財措置あり(ヘルスアップ補助金)

保険料

別紙 2

① 保険料率賦課割合の見直し

	所得割	均等割	平等割	(応能割)	(応益割)
小樽市賦課割合	47	31	22	47	53
標準保険料率賦課割合	36	37	27	36	64

・北海道国保運営方針により、令和12年度までに段階的に標準保険料率に近づける必要あり。

◎ 賦課割合を「47：31：22」→「45：32：23」に変更

※ 賦課割合については令和4年第1回定例会で条例改正予定

◎ 保険料引き下げのため、1億4,339万円の基金を投入

うち激変緩和分5,000万円(昨年度は1億円)

※ 国民健康保険事業運営基金の状況(5P)

※ 標準保険料率に近づけることによる影響

- ・所得割を下げ、均等割・平等割を上げることにより、**中高所得者の保険料が下がり、低所得者の保険料が上がる**ことになる。
- ・均等割・平等割には低所得者に対する2割・5割・7割の軽減措置があるため、均等割・平等割の割合を上げることにより、口軽減対象額も大きくなる。
- 軽減対象額は国の基盤安定交付金及び一般会計繰入金(交付税措置有り)で補填されるため、結果として**国保全体の保険料負担額は減る**ことになる。

② 保険料率

(単位：千円)

区分	4年度 当初予算	3年度 当初予算	増減	(参考)3年度 確定賦課	
医療分	所得割	9.4%	10.9%	▲ 1.5%	9.5%
	均等割	21,960円	20,520円	1,440円	20,160円
	平等割	23,400円	21,360円	2,040円	21,240円
後期分	所得割	3.1%	3.6%	▲ 0.5%	3.2%
	均等割	7,080円	6,600円	480円	6,600円
	平等割	7,440円	6,960円	480円	6,960円
介護分	所得割	2.9%	3.0%	▲ 0.1%	2.6%
	均等割	7,080円	6,240円	840円	6,240円
	平等割	5,760円	4,920円	840円	4,920円

③ 保険料額(予算計上額)

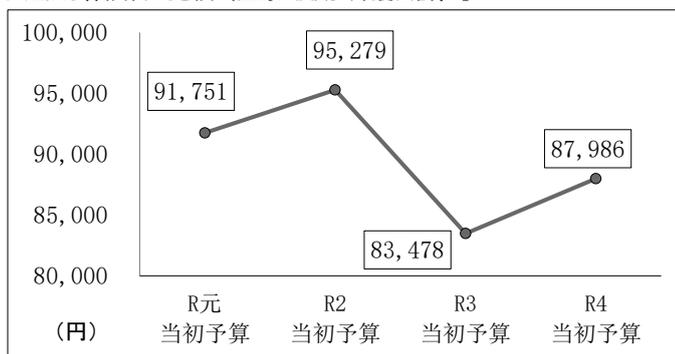
※ 一般分+退職分

(単位：千円)

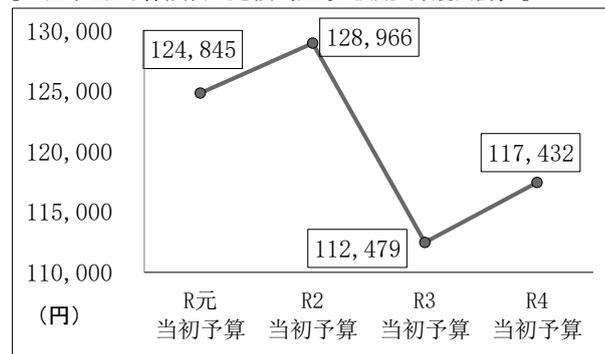
区分	4年度 当初予算	3年度 当初予算	増減	伸び率	
医療分	現年分	1,145,800	1,139,518	6,282	0.55%
	滞繰分	37,291	45,920	▲ 8,629	▲ 18.79%
	小計	1,183,091	1,185,438	▲ 2,347	▲ 0.20%
後期分	現年分	371,700	375,006	▲ 3,306	▲ 0.88%
	滞繰分	12,434	14,010	▲ 1,576	▲ 11.25%
	小計	384,134	389,016	▲ 4,882	▲ 1.25%
介護分	現年分	102,400	98,305	4,095	4.17%
	滞繰分	5,932	7,610	▲ 1,678	▲ 22.05%
	小計	108,332	105,915	2,417	2.28%
計	1,675,557	1,680,369	▲ 4,812	▲ 0.29%	

④ 一人当たり保険料(医療・後期：一般分、介護：一般+退職)

【1人当たり保険料の比較(医療・後期・介護合計)】



【1世帯当たり保険料の比較(医療・後期・介護合計)】



⑤ 賦課限度額の見直し

⇒ 令和4年1定にて条例改正し、賦課限度額は4年度に医療分2万円、後期分1万円引き上げる(法定賦課限度額と同額)

単位：万円

区分	国(法定賦課限度額)			小樽市国保		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
医療・後期・ 介護の合計	99 (+3)	99 (±0)	102 (+3)	96 (+3)	99 (+3)	102 (+3)

※()内数字は前年度との比較

令和4年度予算 国民健康保険料の試算(年額保険料の目安)

①64歳以下の「年金収入」以外の給与収入がある場合

保険料試算

令和4年4月から令和5年3月の年額保険料の試算です。保険料は毎年6月に決定し、6月から翌年3月までの10回払いです。

※ この表は、世帯の中の一人だけに所得があるものと仮定して試算しています。また、世帯の構成などにより実際の保険料と異なる場合があります。

※ 所得が給与以外の方は、確定申告書等の所得金額を表の「所得」欄に当てはめて御覧ください。

※ 「医療費+支援金分」の欄は39歳までの方の保険料を、「医療分+支援金分+介護分」の欄は40歳から64歳までの方の保険料を掲載しています。

※ 「医療分+支援金分+介護分」の欄は、「1人世帯」、「2人世帯」の場合は、世帯全員が40歳から64歳と仮定し、「3人世帯」、「4人世帯」の場合は、世帯に40歳～64歳の方が2名いるものと仮定して保険料を試算しています。

賦課割合45:32:23
(基金5千万円投入)

1人当たり保険料
87,986 円

金額単位:円

令和3年中の 給与収入	令和3年中 の所得	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯				
		均・平 軽減 割合	医療分 + 支援金分	対R3 確定 賦課	医療分+支援金分 +介護分	対R3 確定 賦課	均・平 軽減 割合	医療分 + 支援金分	対R3 確定 賦課	医療分+支援金分 +介護分	対R3 確定 賦課	均・平 軽減 割合	医療分 + 支援金分	対R3 確定 賦課	医療分+支援金分 +介護分	対R3 確定 賦課	均・平 軽減 割合	医療分 + 支援金分	対R3 確定 賦課	医療分+支援金分 +介護分	対R3 確定 賦課
98万円以下	43万円	7割	17,950	1,470	21,800	1,980	7割	26,670	2,170	32,640	2,920	7割	35,380	2,850	41,350	3,600	7割	44,090	3,530	50,060	4,280
100万円	45万円	5割	32,440	2,420	39,440	3,320	5割	46,960	3,560	57,500	4,880	5割	61,480	4,700	72,020	6,020	5割	76,000	5,840	86,540	7,160
120万円	65万円	5割	57,440	2,020	70,240	3,520	5割	71,960	3,160	88,300	5,080	5割	86,480	4,300	102,820	6,220	5割	101,000	5,440	117,340	7,360
140万円	85万円	2割	100,390	3,090	122,840	5,700	5割	96,960	2,760	119,100	5,280	5割	111,480	3,900	133,620	6,420	5割	126,000	5,040	148,140	7,560
160万円	105万円	-	137,380	3,680	168,200	7,220	2割	148,630	4,530	182,540	8,400	5割	136,480	3,500	164,420	6,620	5割	151,000	4,640	178,940	7,760
180万円	118万円	-	153,630	3,420	188,220	7,350	2割	164,880	4,270	202,560	8,530	5割	152,730	3,240	184,440	6,750	5割	167,250	4,380	198,960	7,890
200万円	132万円	-	171,130	3,140	209,780	7,490	2割	182,380	3,990	224,120	8,670	2割	205,610	5,810	247,350	10,490	5割	184,750	4,100	220,520	8,030
250万円	167万円	-	214,880	2,440	263,680	7,840	-	243,920	4,720	299,800	10,960	2割	249,360	5,110	301,250	10,840	2割	272,590	6,930	324,480	12,660
300万円	202万円	-	258,630	1,740	317,580	8,190	-	287,670	4,020	353,700	11,310	-	316,710	6,300	382,740	13,590	2割	316,340	6,230	378,380	13,010
350万円	237万円	-	302,380	1,040	371,480	8,540	-	331,420	3,320	407,600	11,660	-	360,460	5,600	436,640	13,940	2割	360,090	5,530	432,280	13,360
400万円	276万円	-	351,130	260	431,540	8,930	-	380,170	2,540	467,660	12,050	-	409,210	4,820	496,700	14,330	-	438,250	7,100	525,740	16,610
450万円	316万円	-	401,130	-540	493,140	9,330	-	430,170	1,740	529,260	12,450	-	459,210	4,020	558,300	14,730	-	488,250	6,300	587,340	17,010
500万円	356万円	-	451,130	-1,340	554,740	9,730	-	480,170	940	590,860	12,850	-	509,210	3,220	619,900	15,130	-	538,250	5,500	648,940	17,410
550万円	396万円	-	501,130	-2,140	616,340	10,130	-	530,170	140	652,460	13,250	-	559,210	2,420	681,500	15,530	-	588,250	4,700	710,540	17,810
600万円	436万円	-	551,130	-2,940	677,940	10,530	-	580,170	-660	714,060	13,650	-	609,210	1,620	743,100	15,930	-	638,250	3,900	772,140	18,210
650万円	476万円	-	601,130	-3,740	739,540	10,930	-	630,170	-1,460	775,660	14,050	-	659,210	820	804,700	16,330	-	688,250	3,100	833,740	18,610
700万円	520万円	-	656,130	-4,620	807,300	11,370	-	685,170	-2,340	843,420	14,490	-	714,210	-60	872,460	16,770	-	743,250	2,220	901,500	19,050

◎賦課限度額到達所得	給与 収入	8,848,000	8,848,000	8,588,000	8,588,000	8,328,000	8,328,000	8,069,000	8,069,000
	所得	6,898,000	6,898,000	6,629,200	6,629,200	6,395,200	6,395,200	6,162,100	6,162,100

* 令和4年度賦課限度額 : 医療分65万円、後期支援金分20万円、介護分17万円 (介護有り合計:102万円 介護無し合計:85万円)

小樽市国民健康保険事業運営基金の状況

	基金残高 (円)	説明
令和2年3月27日	520,093,962	利息積立金 (元金 540,289,171円×0.010%×301/365日) + (元金79,756,522円×0.010%×170/365日) =44,555円+3,714円=48,269円(積立) 繰入金(令和元年度当初予算計上) 保険料激変緩和のための繰り入れ ▲100,000,000円(取崩し)
令和2年5月29日	520,102,938	利息積立金 元金 520,093,962円×0.010%×63/365日 = 8,976円(積立)
令和2年10月9日	552,447,595	新規積立金(令和2年3定) 令和元年度繰越金等 32,344,657円(積立)
令和3年3月29日	443,762,561	利息積立金 (元金 520,102,938円×0.002%×304/365日) + (元金32,344,657円×0.002%×170/365日) =8,663円+303円=8,966円(積立) 繰入金(令和2年度当初予算計上) 前期高齢者交付金等精算分 ▲29,317,000円 財政安定化基金積立分(H30道取崩分) ▲16,287,000円 退職分納付金精算分 ▲7,215,000円 保健事業拡大大分 ▲5,500,000円 小計 ▲58,319,000円 A 繰入金(国保特会収支不足分:令和2年5定) ▲50,375,000円 B 繰入金 年度計(A+B) ▲108,694,000円
令和3年5月13日	443,764,092	利息積立金 元金 443,762,561円×0.002%×63/365日 = 1,531円(積立)
令和3年10月8日	512,078,577	新規積立金(令和3年3定) 令和2年度繰越金等 68,314,485円(積立)
令和4年3月末	358,738,518	利息積立金 (元金 443,764,092円×0.002%×302/365日) + (元金68,314,485円×0.002%×160/365日) =7,343円+598円=7,941円(積立) A 繰入金(令和3年度当初予算計上) 前期高齢者交付金等精算分 ▲29,317,000円 財政安定化基金積立分(H30道取崩分) ▲16,075,000円 財政安定化基金積立分(R1道取崩分) ▲15,433,000円 保健事業拡大大分 ▲6,600,000円 保険料激変緩和分 ▲100,000,000円 小計 ▲167,425,000円 B 新規積立金(超過交付額返還金令和3年度→令和4年度のため振替:令和3年5定) 26,713,000円(積立) C 繰入金(国保特会収支不足分:令和3年5定) ▲12,636,000円 D 積立金 年度計(A+C) 26,720,941円 ① 繰入金 年度計(B+D) ▲180,061,000円 ② ▲153,340,059円 ①+②
【想定】 令和4年度末 (令和5年3月)	215,340,518	繰入金(令和4年度当初予算計上) 超過交付額返還金充当分(令和3年5定) ▲26,713,000円 前期高齢者交付金等精算分 ▲29,317,000円 財政安定化基金積立分(H30道取崩分) ▲15,788,000円 財政安定化基金積立分(R1道取崩分) ▲15,158,000円 保健事業拡大大分 ▲6,422,000円 保険料激変緩和分 ▲50,000,000円 計 ▲143,398,000円
【想定】 令和5年度末 (令和6年3月)	163,865,518	繰入金(想定) 前期高齢者交付金等精算分 ▲29,317,000円 財政安定化基金積立分(R1道取崩分) ▲15,158,000円 保健事業拡大大分 ▲7,000,000円 計 ▲51,475,000円
【想定】 令和6年度末 (令和7年3月)	156,865,518	繰入金(想定) 保健事業拡大大分 ▲7,000,000円 計 ▲7,000,000円

令和4年度当初予算 国保特別会計予算内訳（給付費＋事務費）

令和4年1月31日現在

(単位：千円)

区分	款	R4当初 予算 A	R3当初 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳出	1 総務費	382,690	380,843	1,847	0.48	職員給与費 172,009→174,536 (+2,527)
	2 保険給付費	10,566,545	10,308,400	258,145	2.50	一人当たり費用額 509,787円→540,294円 (+5.9%) (一般療養給付費) 被保数 23,310人→22,391人 (▲3.9%)
	3 国保事業費納付金	2,723,325	2,754,724	▲ 31,399	▲ 1.14	医療分 2,067,063→2,051,584 (▲15,479) 支援分 551,029→ 531,264 (▲19,765) 介護分 136,632→ 140,477 (+3,845)
	4 共同事業拠出金	5	5	0	0.00	
	5 財政安定化基金拠出金	0	3			
	6 基金積立金	108	134	▲ 26	▲ 19.40	利子
	7 諸支出金	34,213	7,500	26,713	356.17	償還金及び還付加算金 7,500 超過交付額返還金 (R2コロナ減免：特別交付金分 26,713)
	8 予備費	1,000	1,000	0	0.00	
	計	13,707,886	13,452,609	255,277	1.90	

(単位：千円)

区分	款	R4当初 予算 A	R3当初 予算 B	増 減		説 明	
				A - B	A / B (%)		
歳入	1 国民健康保険料	1,675,557	1,680,369	▲ 4,812	▲ 0.29		
	2 道支出金	10,763,733	10,474,081	289,652	2.77	普通交付金 10,308,100→ 10,566,325 (+258,225) 特別交付金 (努力支援分) 55,107→ 54,585 (▲522) (旧国調交) 22,610→ 65,220 (+42,610) (旧道調交) 65,603→ 67,309 (+1,706) (特定健診) 22,661→ 10,294 (▲12,367)	
	3 財産収入	108	134	▲ 26	▲ 19.40		
	4 繰入金	1,263,488	1,293,005	▲ 29,517	▲ 2.28	保険基盤 476,700→ 473,400 (▲3,300) " (保険者支援) 244,296→ 231,640 (▲12,656) 財政安定化支援事業分 184,240→ 189,451 (+5,211) 出産育児一時金等 13,160→ 15,400 (+2,240) 事務費分 207,184→ 207,606 (+422) 未就学児均等割軽減分 0→ 2,593 (+2,593) 小 計 1,125,580→ 1,120,090 (▲5,490) ★基金繰入 超過交付額返還分 (R2コロナ減免) 0→ 26,713 (+26,713) 前期高齢者交付金等精算分 29,317→ 29,317 (±0) 財政安定化基金積立金 (H30分) 16,075→ 15,788 (▲287) 財政安定化基金積立金 (R1分) 15,433→ 15,158 (▲275) 保健事業費分 6,600→ 6,422 (▲178) 保険料激変緩和分 100,000→ 50,000 (▲50,000) 小 計 167,425→ 143,398 (▲24,027) ※R3年度は収支不足分37,356基金繰入 (5定補正)	
	5 繰越金	0	0	0	0.00		
	6 諸収入	5,000	5,020	▲ 20	▲ 0.40	第三者納付金、返納金、滞納延滞金	
		計	13,707,886	13,452,609	255,277	1.90	

1 改正要旨

北海道国民健康保険運営方針（令和2年12月改定）にて令和12年度を目途として道内全市町村の保険料率の統一（標準保険料率）を目指すこととされているため、当市においても保険料率の算定の際に使用する保険料賦課割合を標準保険料率賦課割合に近づけるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正が令和4年4月1日に施行される予定（2月下旬に公布予定）であることに伴い、保険料の賦課限度額を法定限度額に合わせる改定を行うもの

2 改正内容

(1) 保険料賦課割合の変更（第16条第1項、第16条の6の5第1項及び第16条の11第1項）

北海道国民健康保険運営方針（令和2年12月改定）では令和12年度を目途として全道統一的な保険料率(標準保険料率)を目指すこととされているが、当市の保険料賦課割合は、道から示される標準保険料率の賦課割合と比較し応能割に占める割合が高く、他市町村よりも高所得層及び中間所得層の保険料負担が大きくなっている。

高所得層及び中間所得層の負担を軽減させ、標準保険料率に近づけるため、一般被保険者に係る基礎賦課総額、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額に対する保険料賦課割合を改定する。

	現行	改正後	標準保険料率賦課割合 (※目標値)																
応能割(所得割)	47	45	36																
応益割 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">{</td><td>均等割</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td>平等割</td></tr> </table>	{	均等割	+	平等割	53 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">{</td><td>31</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td>22</td></tr> </table>	{	31	+	22	55 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">{</td><td>32</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td>23</td></tr> </table>	{	32	+	23	64 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">{</td><td>37</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td>27</td></tr> </table>	{	37	+	27
{		均等割																	
		+																	
	平等割																		
{	31																		
	+																		
	22																		
{	32																		
	+																		
	23																		
{	37																		
	+																		
	27																		

※ 令和12年度に向けて標準保険料率に段階的に近づけていく予定（2年度目／9年度）

(2) 基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の改定（第16条の6及び第16条の6の10）

国民健康保険法施行令において定められている法定限度額に合わせるため、基礎分については63万円から65万円へ2万円の引上げを、後期高齢者支援金等分については19万円から20万円へ1万円の引上げを行う。

	改正前	改正後	4年度法定額
基礎分	63万円	<u>65万円</u>	65万円
後期高齢者支援金等分	19万円	<u>20万円</u>	20万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円

3 施行期日

令和4年4月1日

小樽市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>最近改正 令和3年12月22日条例第39号</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の32</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の23</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。)は、<u>65万円</u>を超えることが</p>	<p>全部改正 昭和34年3月24日条例第10号</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の31</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の22</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることが</p>

できない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の23に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2・3 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第4項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、20万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の11 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の45に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の32に相当する額

できない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2・3 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第4項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、19万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の11 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の31に相当する額

を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の $\frac{100}{23}$ に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 (略)

を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の $\frac{100}{22}$ に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 (略)